

鹿児島純心大学隈之城キャンパスグラウンドの使用に関する規程

学校法人鹿児島純心女子学園(以下「甲」という。)と利用団体(以下「乙」という。)は、鹿児島純心大学隈之城キャンパスグラウンド(以下「グラウンド」という。)の使用に関し、次のように定める。

- 第1条 甲は、乙に対して、次のとおりの条件をもってグラウンドの使用を認めるものとする。
- イ 使用は、原則として土曜日と日曜日および祝祭日とする。ただし、甲の教育活動および地域住民等から使用の申出があり甲が認めた場合は、これを優先する。
 - ロ 使用時間は、原則として9時から17時までの間とし、使用に際し乙は、周辺住民に対し騒音その他の迷惑行為が生じないよう十分配慮する。
 - ハ 純心こどもの森園児の送迎および地域住民の交通安全には特に注意する。
 - ニ 純心こどもの森の敷地内への立ち入りや施設設備の使用を、無断で行わないこと。
 - ホ 使用においては、複数チームとの合同練習や試合、大会等は行わないものとする。ただし、単独チームとの練習試合はこの限りでない。
 - ヘ 練習予定日に乙のチームが練習できなくなった場合、他のチームへの練習譲渡はできない。
 - ト 乙は、毎月10日までに翌月の使用予定について甲に提示すること。
- 第2条 使用に必要なグラウンドの整備及び維持管理は、原則として乙によって行う。
- 第3条 グラウンド内における構造物および敷設設備その他の財産について、乙は甲の許可を得ず、原状を変え若しくは廃棄等の処分を行ってはならない。万一、甲において原状の変更や損害が認められる場合は、乙は、これを速やかに復元しなければならない。
- 第4条 甲は、乙のグラウンド使用に関し、必要となる用具等の保管のため簡易倉庫、簡易トイレの設置を認める。ただし、維持管理、安全衛生管理はすべて乙の責任でもって行い、甲がその撤去を求めたときは速やかに撤去しなければならない。
- 第5条 乙の使用において発生した事故について、甲は一切の責任を負わず、すべて乙の責任で処理するものとする。
- 第6条 契約の期間は、1年間とする。
- 第7条 甲は、使用の許可に当たって、乙から使用料を徴収する。使用料の額は、大学施設使用規程の定めにより1日(9時~17時)1,000円とし、乙は、毎月月末までに当月分の使用料を甲の指定する銀行口座に振り込まなければならない。
- 第8条 甲及び乙は、契約期間中においても、それぞれの合理的な都合により本契約を解除できる。ただし、その場合においては、予め3ヶ月前までに理由書を添えて申し出るものとする。
- 第9条 本契約が期間満了により終了する場合、又は、本契約を解除する場合、乙は、甲の求めに応じ、乙の費用において本契約以前の原状に回復しなければならない。
- 第10条 連帯保証人は、本契約により生ずる原状回復を含む乙の債務一切を保証する。
- 第11条 本契約に定めのない事項については、その都度甲・乙双方協議して決めるものとする。
- 第12条 乙の利用が認められたときは、契約締結の証として、契約書3通を作成して、甲と乙及び連帯保証人それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。